

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十三年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立4病院における財務事務と経営管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
患者未収金 【報告書90 ページ】	<p>【指摘3】 患者未収金について、財務会計システムと医事会計システムとの間に発生している1,980千円の差異は、主として過年度に発生した、もはや原因調査及び解消が困難な差異である。したがって、解消が困難な差異は一括で修正処理を行い、財務会計システムの残高を医事会計システム残高に減額修正すべきである。</p>	<p>平成24年9月末時点で金額差異を修正した。また、今後のシステム間の金額差異発生を防ぐため、その主な発生要因であると推測される患者未収金データを容易に抽出できるよう未収金内訳を明確にする等作業手順を標準化した。</p>	経営管理課
領収書管理 【報告書102 ページ】	<p>【指摘4】 4病院において、医事会計システムから出力された納入通知書（請求書）兼領収書は請求連番管理となっており、窓口現金横領のリスクが高い状況となっている。したがって、窓口現金横領のリスクを軽減させるための防止策を講じる必要がある。例えば、窓口収納分にかかる領収書については請求番号とは別に入金番号が領収書に付番されるように様式を見直すことも視野に入れ、医事会計システムを改修する等、入金時の連番管理が可能な体制を構築することが防止策の一つとして考えられる。また、領収書の入金連番管理を行う際は、当該入金番号が付された領収書控えについて、医事業務の委託先に加え病院職員自らも、連番確認作業を行う必要がある。</p>	<p>窓口現金横領リスクの軽減を図るため、平成24年10月から代金収納の作業手順を次のとおり改善した。 当日請求分については、収納とならなかった納入通知書の回収・チェックを徹底するなど確認手続きを厳密に行うこととした。また、前日以前請求分の収納も含め、収納した現金と領収書控えの回付漏れを防ぐため、現金収納を行う者と未収確認・受領印押印を行う者を分離する等、相互にチェックする体制に改めた。</p>	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
領収書管理 【報告書103 ページ】	【指摘5】 4病院において、システム上全く同じ番号の納入通知書を再発行することが可能である。そのため、常に再発行の納入通知書の区別がつくよう、再発行した納入通知書にも別途連番を付す必要がある。なお、当該対応が困難である場合は、システム画面上又はリストにより再発行したことが完全に履歴として残るようにし、別の担当者が当該履歴を確認することなどが代替案として考えられる。	不正利用リスクを軽減するため、平成24年10月から次のとおり作業手順を改善した。 未収金の計上及び収納の際に納入通知書の再発行が必要な場合には、発行を依頼する者と納入通知書を発行する者を分けるなど複数名が相互にチェックする体制に改めた。	経営管理課
医業未収金 【報告書107 ページ】	【指摘6】 小児医療センターでは、少なくとも125件以上の再請求可能なレセプトが滞留しているため、速やかに請求すべきである。	平成24年3月の保険委員会審査分までについて、再審査請求に必要な書類を作成し、平成24年7月31日までに審査機関へ再審査請求を提出した。 再発防止のため、保険委員会で再請求可能と判断されたものについては、平成24年4月から過去の案件も含め管理台帳を作成するとともに、平成24年7月の保険委員会審査分からは、事務処理スケジュールを定めて進行管理を行っている。	小児医療センター
医薬品及び診療材料 【報告書123 ページ】	【指摘8】 薬剤室に保管する医薬品を資産計上しないのであれば、短期間に使用消費すると予想される数量を適正在庫数量に設定し、この基準に沿った倉庫払出しを行わなければならない。	平成24年4月から、処方対象患者の変動にきめ細かく対応するため、各病院の実情に応じ、倉庫からの払い出しを原則として毎日実施し、短期間に消費すると予想される数量を設定し、適正数量の払い出しを行うこととした。 平成24年7月末現在で、各病院の調剤室及び倉庫の在庫数量調査を実施し、調剤室在庫数量を薬品消費量と比較、確認したところ、短期間に使用消費される数量を上回るものではなかった。	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
医薬品及び診療材料 【報告書124ページ】	<p>【指摘9】</p> <p>診療材料について各病院とも購入時に費用処理しているため、期末に中央材料室等に未使用で在庫になっていても、貸借対照表上に棚卸資産として計上していない。貸借対照表は、財産の状況を適正に表示するという観点から重要な診療材料については基準を設けて期末に棚卸をして、これを貸借対照表に計上しなければならない。</p>	<p>循環器・呼吸器病センターとがんセンターは平成25年度の、小児医療センターは、さいたま新都心への移転に合わせたSPD（業者による物流管理業務）の導入に向け準備を進めている。消費払い方式を採用することにより計上対象となる棚卸資産がなくなる。精神医療センターについては、計上対象の選定、院内での処理手順の確認を行い貸借対照表に計上する。</p>	経営管理課
固定資産 【報告書128ページ】	<p>【指摘11】</p> <p>行政監査において指摘された事項が、病院局と各病院との間で適切に伝達されていなかった。病院局は適切に各病院に示達し、各病院はこれを実行し、病院局は適時モニタリングする必要がある。</p>	<p>行政監査の指摘事項については、平成24年2月の病院事業会計実地検査で改めて伝達し、実地照合（棚卸）の進捗状況を平成24年9月の病院事業会計実地検査において確認した。</p> <p>また、実地照合結果の報告様式を平成24年9月に定め、毎年度各病院から報告を求めることとした。</p>	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：環境事業に関する財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
排出量取引制度・CO2削減設備導入支援事業費 【報告書285ページ】	<p>【指摘14】</p> <p>多くの採択案件の「補助額/法定耐用年数期間中CO2削減総量」は、「募集事業の種別基準の目安」と乖離しており、費用対効果の点で改善の余地がある（例：「トップランナー」の募集事業の種別基準の目安：800円/トンに対し、「トップランナー」として採択された案件の平均：2,725円/トン、最も効率の悪い案件：24,480円/トン）。今後、類似事業を実施する際には、各事業のCO2排出削減効果に関して、合理的かつ客観的な下限値を検討する等、引き続き費用対効果の改善のための施策を検討することが望まれる。また、費用対効果のより優れた案件の応募が増えるよう、企業側の計画期間や準備期間を考慮し、複数年度の事業ビジョン・計画を示すことが望まれる。</p>	<p>平成23年度までの排出量取引制度・CO2削減設備導入支援事業は国の地域グリーンニューディール基金の終了に伴い県補助も終了した。</p> <p>平成24年度は埼玉版グリーンニューディール推進・事業者支援事業として新たに同趣旨の補助制度を実施している。この補助事業の募集にあたり、平成23年度の実績を踏まえて費用対効果の下限値の目安（1トン当たり10,000円）を設定し、平成24年5月から適用した。</p> <p>費用対効果のより優れた案件の応募が増えるよう、昨年度と同様に当該制度を経済団体を通じ、事業者に周知したほか、新たに金融機関やエネルギー事業者に事業を説明し周知の協力を要請した。</p>	温暖化対策課